



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 監査公表

監査公表第13号 1
監査公表第14号 9

監査公表

和歌山県監査公表第13号

平成23年12月27日付け監査報告第17号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年6月12日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 藤 山 将 材
和歌山県監査委員 服 部 一

1 日高振興局健康福祉部

(1) 監査実施年月日 平成23年12月12日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 生活保護返還金の未収金については、平成22年度末で約406万円となっており、前年度末に比し約3万円減少している。

今後、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して返還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

イ 母子寡婦福祉資金貸付金の未収金については、平成22年度末で約67万円となっており、前年度末に比し約10万円増加している。

今後、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度貸付分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

ウ 委託業務において、実績報告書を受領して委託費を支払った後、余剰金が判明し戻入している事例があったので、業務完了確認時における検査を適切に実施されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 生活保護の不正受給防止については、被保護者から年1回以上の収入申告書を徴取するとともに、毎年実施している所得調査、年金調査により所得の把握に努めている。

平成23年3月末現在、未納の28件については、平成23年度収納済2件、当福祉事務所で保護受給中17件、管外福祉事務所で保護受給中2件、逮捕拘留中1件、訪問調査により納入指導中6件で、平成24年1月末現在、未収金は391万円となっている。

引き続き、未収金の解消に向けて取り組んでいく。

イ 母子寡婦福祉資金貸付金の未収金については、滞納者の現状（生活保護受給中、他府県在住者で年金生活、病気療養中等）を把握し、戸別訪問、電話及び文書による督促などにより償還の推進活動に取り組んでいる。

なお、新規貸付の際は、事前調査の徹底を図り、借主、連帯借主、連帯保証人同席の上、本制度の趣旨を十分に説明することなどで、新規未収金の発生防止に努めている。

ウ 指摘のあった事業について、平成23年度は県が直接実施しているため委託費の過誤払等は生じていない。

今後、業務委託により事業を実施する際には、委託先との費用面の事前協議及び事後の業務完了確認を徹底し、委託費の適正な支払に努める。

2 日高振興局建設部

(1) 監査実施年月日 平成23年12月12日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成22年度末で約850万円となっており、前年度に比し約67万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握して、適正な債権管理に努められたい。

イ 港湾・海岸占用料の収入未済額は、平成22年度末で約119万円となっており、前年度に比し約35万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握して、適正な債権管理に努められたい。

ウ 平成18年度に契約を解除した切目川ダム地質解析業務の違約金等の未収金約265万円について、資産調査等の結果に基づき、適正に処理されたい。

検討事項

廃川敷地の処理について、平成22年度末現在で未処理となっているものが14箇所（王子川1地区13箇所、印南川1箇所）ある。不法占用には厳正に対処するとともに、不法占用を防止するため資産保全手続及び定期的なパトロールを実施されたい。

また、廃川敷地は不整形地であることなど売却が難しいものが多いため、一定の条件を付けて貸し付けるなどの方策を検討し、引き続き適正な管理に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 引き続き徴収業務を委託している徴収員と十分連携をとり、電話督促、督促文書の送付及び徴収訪問を行うとともに、滞納者（3か月以上の者）に対して文書督促による呼び出しを行い、入居者の生活状況を勘案した上で、円滑に滞納金を徴収できるように努める。

また、悪質滞納者や長期不在者等には明渡し請求を行い、適正な債権管理に努めている。

イ 過年度の港湾・海岸占用料については、占用者が倒産状態のため未納となっており、平成23年度当初から現在まで財産調査を継続してきたが、未納額に充当できる財産はなく、引き続き港湾空港課と協議を進めていく。

ウ 契約の相手先は、平成19年12月に弁護士による私的整理手続が行われ、資産及び負債の状況から、違約金を回収するのは困難な状況である。

平成23年度に、資産等の状況を再調査したが、債権回収が不可能な状況であり、引き続き河川課と協議を進めていく。

検討事項

当案件については、未処理となってから長期間が経過しており、交渉相手の要望も多様化している。河川課とも協議を継続しており、今後は、現況農地が半数以上を占めていることから農林水産総務課及び管財課とも協議が必要とされている。

引き続き関係機関と綿密に協議を重ね、処理が完了するまで適正な管理に努めていく。

3 和歌山県立日高高等学校・附属中学校

(1) 監査実施年月日 平成23年12月12日

(2) 監査の結果

注意事項

集中調達物品の検査日及び支出起票日を納品日以前に行っていた事例があったので、適正に処理されたい。

(3) 当該監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

集中調達物品の納品日以前の支出について、納品日等の確認の徹底を図ることにより、再発防止に努め、今後適正な会計事務を行っていく。

4 和歌山県立紀央館高等学校

(1) 監査実施年月日 平成23年12月12日

(2) 監査の結果

注意事項

代表者印及び代表者名のない請求書に基づき支出命令を行っていた事例があったので、適正に処理されたい。

(3) 当該監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

代表者印及び代表者名のない請求書について、監査後直ちに会社の代表者に依頼し代表者名の記入と代表者印の押印を行った。

今後、このようなことのないよう職員に周知徹底し、適正な会計事務を行っていく。

5 西牟婁振興局地域振興部

(1) 監査実施年月日 平成23年12月12日

(2) 監査の結果

注意事項

支出負担行為が地域振興部の会計主幹に合議されていなかったため、適正に処理されたい。

(3) 当該監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

職員に和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）等の根拠規定を明示し、直ちに改善し、注意喚起を図るとともに、会計課主催の会計事務適正化研修を受講させた。

今後も、このような研修に積極的に参加するなど、職員の会計事務全般に係る認識を深めるとともに、適正な事務の執行に努める。

6 西牟婁振興局健康福祉部

(1) 監査実施年月日 平成23年12月12日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 生活保護返還金の未収金については、平成22年度末で約246万円となっており、前年度末に比し約78万円増加している。

今後も、被保護者の資産状況を精査し、収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度の未収金について未納者の現状を把握して返還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

イ 母子寡婦福祉資金貸付金の未収金については、平成22年度末で約556万円となっており、前年度末に比し約27万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度貸付分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(3) 当該監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 現在生活保護を受給中の被保護者については、生活保護費の不正受給を防ぐため、収入申告書等の届出の徹底指導、関係先調査や保護世帯の訪問調査を通じての実態把握に努めるとともに、その返還額の決定については、ケース診断会議に諮り、個別の事情を十分に検討した上でやっている。

滞納者に対しては、関係自治体との連携を行った上で、文書による返還及び未納状況の通知を定期的に行っており、特に分割納付における滞納については、滞納者の自宅を訪問して滞納者と返還可能な金額を相談の上、決定し、時効が近づいている滞納分から優先して納付を求めるとともに、履行延期申請を提出してもらうことにより時効の中断処置を行っている。

イ 母子寡婦福祉資金貸付金の償還金の滞納者に対しては、各関係機関の協力を得て情報収集し、現状を把握しながら償還指導に努めている。

現年度償還分で口座振替のできないケースについては、納付書による納入方法への切替えを行い、重点的に文書、電話及び訪問等を実施し、指導に努めている。

また、過年度分の滞納者に対しては、訪問を重ね実情に応じた方策の検討を行い、償還指導に取り組んでいる。

新規の貸付申請に当たっては、申請の前に、市町担当者の聞き取りによる事前協議書により検討するなど慎重な対応をしている。面接時には申請者、保証人及び連帯借主の同席により、制度及び資金の目的について説明し、償還義務の意識付けを行うなど、新規滞納の発生防止に努めている。

今後とも、関係機関との連携を密にし、定期的な検討会を重ねながら、未収金の予防に取り組んでいく。

7 西牟婁振興局建設部

(1) 監査実施年月日 平成23年12月12日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 土木使用料（公営住宅等）の収入未済額は、平成22年度末で約1,738万円の未収となっており、前年度末に比べ約465万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

イ 行政財産の継続使用許可に係る使用料の収入調定を7月に行った事例があったので、適正に処理されたい。

検討事項

廃道敷地の処理について、平成22年度末現在で未処理となっているものが1件あるので、引き続き適正な管理に努められたい。

(3) 当該監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 公営住宅使用料等の収入未済額については、電話及び文書による定期的な督促、委託管理人による指導及び職員による夜間徴収を組み合わせを行い、未収金の削減に取り組んでいる。

住宅使用料の収入未済額15,875,195円は、平成24年1月末現在で3,242,561円減少し、12,632,634円となっている。

また、駐車場使用料の収入未済額1,511,102円は、同1月末現在で197,800円減少し、1,313,302円となっている。

滞納整理事務の徹底、家賃徴収の強化、担当職員と委託管理人とのより深い連携及び適切な納付

指導を継続するとともに、悪質滞納者には訴訟提起を徹底し、適切な債権管理に努めている。

訴訟に至っていない者については、滞納理由及び収入状況等を勘案し、法的手続について説明を行い、順次訴訟手続を講じるようにしているところである。

イ 行政財産の継続使用許可に係る使用料の収入調定については、4月1日に調定を行うよう徹底した。
検討事項

廃道敷地の処理については、公図訂正が必要であるため、地籍調査の完了を待って、処理を行う。

8 紀南県税事務所

(1) 監査実施年月日 平成23年12月12日

(2) 監査の結果

注意事項

県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は91.5%と前年度に比し0.1ポイント増加しており、平成22年度末の収入未済額も約5億8,972万円と約954万円減少している。

しかし、個人県民税については、収入率は89.1%と前年度より0.1ポイント減少しており、県税全体の収入未済額における個人県民税の収入未済額が占める割合は、約83.3%と大きなものとなっている。このため、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、延滞金の収入未済についても、適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

県税の未収金については、平成23年度においても県税事務所長を地域本部長とする紀南県税徴収対策本部を設置し、その中で策定した徴収対策に基づき具体的な徴収目標や行動目標を示し、税収の確保及び滞納額の縮減に取り組んでいる。

個人県民税の徴収対策については、関係市町との共同催告に加えて、8市町において地方税法第48条の規定に基づく直接徴収に取り組むとともに、ブロック会議を開催する等関係市町村とより一層の協力体制の強化を図り、関係市町村の実情にあった徴収対策の実施に努めている。

また、平成23年度は、田辺市、那智勝浦町及び串本町に県税事務所の職員を派遣し、市町税務職員の滞納整理の技術の向上を支援し、個人県民税の徴収強化を図り、県税収入の確保に努めている。

延滞金の収入未済についても、本税と同様に適正な債権管理により、滞納処分等を行い、収入未済額の縮減に努めている。

9 和歌山県紀南児童相談所

(1) 監査実施年月日 平成23年12月12日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 児童福祉施設入所負担金の未収金については、不納欠損処分等により平成22年度末で約236万円となっており、前年度末に比し約65万円減少している。

今後、障害福祉課等と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、戸別訪問等徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。

イ 旅行命令簿の未作成、ETCカード使用承認・使用管理簿及び自動車等使用台帳の記載漏れがあったので、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 未収金の縮減については、収納担当者とケース担当者との協力体制の強化を図り、戸別訪問や電話による納入の督促を今まで以上に実施した。

また、障害福祉課等とも債権管理の方策について協議を進めていく。

イ 旅行命令簿の未作成、ETCカード使用承認・使用管理簿及び自動車等使用台帳の記載漏れが生じないよう適正に処理を実施していく。

10 田辺産業技術専門学院

(1) 監査実施年月日 平成23年12月12日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 超過勤務手当について、週38時間45分の勤務時間を超えていないにもかかわらず、25/100の手当を支給していた事例並びに125/100及び150/100で支給すべき手当を25/100で支給していた事例があったので、適正に処理されたい。

イ 自動販売機設置に係る行政財産の目的外使用許可について、当該使用許可に係る行政財産の区分は、土地ではなく建物であり、また、使用料は、建物として徴しているが、消費税等が加算されていないので、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 超過勤務手当について、平成23年11月21日に返納及び追給の手続を行った。

今後、このようなことのないよう、職員に徹底した。

イ 今後、疑義のある場合は管財課に協議するとともに、関係規程を再度確認し、適正に処理を行う。

11 南紀白浜空港管理事務所

(1) 監査実施年月日 平成23年12月12日

(2) 監査の結果

注意事項

公用車の廃車に伴う自動車損害賠償責任保険の解約の手続について、永久抹消登録後、約2か月経ってから解約を行っていたが、解約の要件を満たすこととなった場合は、速やかに処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

公用車の廃車に伴う自動車損害賠償責任保険の解約の手続について、適正に処理するため、総務事務担当者において処理マニュアルを作成及び共有し、相互チェックを行うよう改善した。

12 和歌山県立田辺高等学校・田辺中学校

(1) 監査実施年月日 平成23年12月12日

(2) 監査の結果

注意事項

ア エアコン清掃業務の委託について、業務種目「冷暖房設備等保守」、地域要件「西牟婁振興局管内」として簡易公開調達を実施したが、不調となり、その後「冷暖房設備等保守」以外の業者から見積書を徴して随意契約を実施している。このような場合は、地域要件を拡大し、再度、簡易公開調達を実施するなど、適正に処理されたい。

イ 校内及び寄宿舎敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされておらず、使用料が徴収されていないものがある。

また、共架ケーブルの使用料は徴収されているが、別の者に許可されている支柱及び支線に係る使用料が誤って算入されているものがあるので、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア エアコン清掃業務の委託について、簡易公開調達で不調となった場合は、地域要件等を拡大し、再度、簡易公開調達を実施し、適正に処理を行っていく。

イ 使用許可手続がなされていない通信ケーブルについては、教育財産の使用許可申請手続を指導し、使用許可を行った。

共架ケーブルの使用料については、教育委員会と知事部局で算出方法の解釈に一部相違があったため、整合性をとるべく算出方法の見直しを図っていく予定である。

13 和歌山県立神島高等学校

(1) 監査実施年月日 平成23年12月12日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 集中調達外の物品の納品で、納品書に当該発注機関の受付印、個人印を押印していなかったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

イ 楽器の修繕を一人の見積りにより随意契約で行っているが、二人以上の者から見積書を徴取されたい。

ウ カヌー艇乗降浮棧橋について、学校長から県知事へ港湾区域の占用及び港湾施設の使用に係る許可申請を行い許可されているが、当該浮棧橋は県の所有財産でなく、誤った処理をしているので適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 集中調達外の消耗品費の納品書の受付方法について、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知を職員に周知徹底し、再発防止に努めている。

イ 修繕の随意契約については、二者以上のものから見積書を徴するように改めている。

ウ カヌー艇乗降浮棧橋の港湾区域の占用及び港湾施設の使用に係る許可について、今後の対応等を西牟婁振興局の担当機関と協議を行い、適正な処理を行う。

14 和歌山県立南紀高等学校

(1) 監査実施年月日 平成23年12月12日

(2) 監査の結果

注意事項

学校医の報酬を、本人ではなく医療法人に支払っていたので、適切に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

今年度の支払分より、本人の口座に振り込めるように債権債務者登録の手続を行った。

今後、このようなことのないよう、適正な会計事務に努めていく。

15 和歌山県立熊野高等学校

(1) 監査実施年月日 平成23年12月12日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 複写機の単価契約において、予定価格を設定せず、見積合わせによる随意契約を行っているが、一般競争入札又は簡易公開調達の制度を活用し、適正に処理されたい。

イ 看護師の実習生受入を病院に委託し、前金払で支出を行っているが、和歌山県財務規則第65条に基づき前金払確認票が作成されていなかったため、適正に処理されたい。

ウ トラクタタイヤ交換を一人の見積りにより随意契約で行っているが、二人以上の者から見積書を徴取されたい。

エ 物品調達同の決裁を得ずに、調達していた事例があったため、適正に処理されたい。

オ 和歌山県財務規則第93条第1項第3号に基づき契約保証金を免除していたが、この基準を満たしていないため、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

- ア 複写機の単価契約について、平成24年度から一般競争入札又は簡易公開調達の制度を活用し、適正な処理を行う。
- イ 前金払確認票が作成されていなかったことについて、和歌山県財務規則第65条の規定に基づき、予備監査が実施された以降のものから確認票を作成し、適正に処理を行っている。
- ウ タイヤ交換の随意契約について、今後、二者以上のものから見積書を徴取し、適正な会計処理を行う。
- エ 集中調達物品の事務処理について、組織内のチェック機能を再度確認するとともに、職員への周知徹底を行い、適正な事務処理に努めている。
- オ 基準を満たしていない業者に対し、契約保証金を免除していた事例について、今後このようなことのないよう和歌山県財務規則を職員に周知徹底し、適正な会計処理に努めていく。

16 和歌山県立南紀支援学校

(1) 監査実施年月日 平成23年12月12日

(2) 監査の結果

注意事項

- ア 複写機の賃貸借契約において、従来から見積合わせによる随意契約を実施しているが、簡易公開調達を適用されたい。
- イ 消防用設備等の保守点検に係る委託料について、実績報告書の提出を受けていないにもかかわらず履行確認を行い、委託料を支出していたので、適正に処理されたい。
- ウ 電柱の行政財産使用許可について、当該電柱には電線の他に通信ケーブル等が共架されているので、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

- ア 複写機の随意契約について、平成24年度から一般競争入札又は簡易公開調達の制度を活用し、適正な事務処理を行う。
- イ 設備等の保守点検に係る委託料について、実績報告書の提出を受けて履行確認を行い支出するよう職員に周知徹底し、適正に処理を行っている。
- ウ 使用許可手続がなされていない通信ケーブルについては、教育財産の使用許可申請手続を指導し、使用許可を行い、適正に処理した。

17 和歌山県立はまゆう支援学校

(1) 監査実施年月日 平成23年12月12日

(2) 監査の結果

注意事項

- ア 楽器の修繕を一人の見積書により随意契約で行っているが、二人以上の者から見積書を徴取されたい。
- イ 複写機の賃貸借契約において、従来から見積合わせによる随意契約を実施しているが、簡易公開調達を適用されたい。
- ウ 児童生徒等送迎業務委託契約において、契約書に定める実績報告書が提出されていなかったため、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

- ア 修繕の随意契約について、今後、二者以上のものから見積書を徴取し、適正に処理を行っていく。
- イ 複写機の随意契約について、平成24年度から一般競争入札又は簡易公開調達の制度を適用し、適

正に処理を行っていく。

ウ 児童生徒等送迎業務委託契約の実績報告書の提出漏れについて、未提出分を業者から徴取するとともに、今後、契約書の定めに基づき、実績報告書を提出させ、適正に処理を行っていく。

18 和歌山県田辺警察署

(1) 監査実施年月日 平成23年12月12日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 代表者印はあるが、代表者名のない請求書に基づき支出命令を行っていた事例があったので適正に処理されたい。

イ 宿舎のガラスの破損に伴う5万円以上の緊急修繕を一人の見積りにより随意契約で行っているが、二人以上の者から見積書を徴取されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 請求書の所要事項の確認を徹底し、適正な支出事務に努めていく。

イ 随意契約について、一人の見積りで足りるかの確認を徹底し、適正な事務処理に努めていく。

和歌山県監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第4項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成24年6月12日

和歌山県監査委員 楠 本 隆

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 藤 山 将 材

和歌山県監査委員 服 部 一

和歌山県職員措置請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

省略

2 請求年月日

平成24年4月17日

3 請求の内容

請求人提出の「住民監査請求書」による請求の内容は、次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

県知事は、和歌山県が被っている損害金8万3700円について、濱口太史議員及びA社に対し、それぞれ連帯して返還するよう請求せよとの措置を講じるよう県知事に勧告することを求める。

(2) 請求の理由

ア 当事者

(ア) 請求人

請求人らは和歌山県内に居住する住民であり、地方公共団体の不正行為の監視・是正活動を行っている市民オンブズマンわかやまの構成メンバーである。

(イ) 濱口太史

同人は、2011年4月10日執行の和歌山県議会一般選挙（新宮市選挙区）に立候補し下記（ウ）記載の業者から、選挙運動のために使用する車両（以下単に「選挙カー」という。）を借り受けたものであり、現職の議員である（以下単に「濱口議員」という。）。

(ウ) A社

同業者は、2011年4月10日執行の和歌山県議会一般選挙（新宮市選挙区）に立候補した濱口議員に対し選挙カーを貸し渡した業者である。

イ 公金の受領

A社は、2011年4月10日執行の和歌山県議会一般選挙（新宮市選挙区）に立候補した濱口議員に選挙カーを貸し渡した代金（以下単に「レンタル代金」という。）として和歌山県から金13万7700円の公金を受領している。

ウ 違法・不当な公金請求と不当利得

(ア) A社は、受領している前記公金のうち、請求の趣旨記載の金員を違法・不当に利得している。

(イ) A社は、濱口議員との間で、2011年3月14日、次のとおり車両賃貸借契約を締結している。

a 使用目的 公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用

b 車種及び登録番号 ニッサンウイングロード

省略

c 使用期間 平成23年4月1日から平成23年4月9日まで9日間

d 契約金額 13万7700円

内訳 1日1万5300円×9日間

(ウ) A社は、選挙終了後の4月15日に上記契約に基づく上記代金の公費請求を行い、県知事は当該代金の支出を同月21日に行った。もって、A社は上記金員を受領している。なお、上記金員は、公費負担が認められる上限額である。

(エ) しかし、A社は、上記車種を、通常、1日6000円前後でレンタルしていると言い、上記レンタル代金は「車へのスピーカーの設置や事前の車両整備の費用」を含んだ価格だと言う。

(オ) とすると、選挙カーの公費負担の対象はレンタル代金のみでありスピーカーの設置費用等は公費負担の対象外であるから、上記上限額のレンタル代金には、公費負担対象外費用が上乗せされており、当該上乗せ費用分は違法・不当な請求である。

(カ) そもそも、A社は、レンタカーの貸し渡しを業として営むレンタカー業者であるから、レンタカー業者が通常一般的に設定しているレンタル料金には、車両償却経費や整備経費に加え利潤が見込まれた料金で設定されていると推認できる。にもかかわらず、通常の価格より高額で貸し出すことは、自らが適正として設定した利潤を上回る不適正な利潤を上乗せする行為に他ならず、濱口議員にレンタルする場合に通常レンタルする料金より高額にすることは、不適正な利潤を得る行為に他ならない。それゆえ、濱口議員にレンタルする場合にも通常適用していたとする上記料金が適用されるべきであった。このため、通常適用しているとする上記料金を超える代金は違法・不当な上乗せ請求と言う他にない。

(キ) 従って、A社は、本件において通常料金を適用した場合、9日間の料金は5万4000円であるから、上記レンタル代金との差額である8万3700円を違法・不当に利得している。

(3) 濱口議員の責任

濱口議員は、本来、スピーカー設置費等の代金は私費で負担すべきであったにもかかわらず、それらの代金について、A社が通常一般的にレンタルする料金に上乗せした公費請求手続きをA社とともに行ったものであるから、当該公費請求はA社と通謀して行ったと言う他になく、A社が負うべき上記責任を連帯して負うべき責任がある。

(4) 知事の請求権と怠る事実

仁坂吉伸知事は、和歌山県が上述したとおり違法・不当な行為により損害を被っており、不当利得返還請求権を有しているにもかかわらず、今日に至るもその返還請求権を行使せず、必要な措置を何ら行っていない、違法に財産管理を怠っている。

(5) 結論

よって、監査委員に対し、請求の趣旨記載の勧告を求め、自治法第242条第1項に基づき、別紙事実証明を添付の上、請求する次第である。

第2 住民監査請求書の受理

本件請求は、自治法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成24年4月19日に受理を決定した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求書及び請求人の陳述内容等を勘案し、本件選挙における選挙カーのレンタル代金に係る公費負担について、自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に当たるのか否かについて監査の対象とした。

2 監査対象機関

和歌山県選挙管理委員会及び和歌山県総務部

3 請求人による証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成24年5月16日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、おおむね次のとおり請求理由を補充する陳述があった。

(1) 濱口議員は、13万7700円のうち3万3750円について、すでに返還したことが伝えられている。これは、1日1万1550円の9日分にして、その差額という。しかし、かかる返還で、水増し請求が真正に是正されたとは到底言い難い。この点、その理由は次のとおりである。

(2) 濱口議員が根拠とする1日1万1550円の料金は、A社が国土交通省近畿運輸局和歌山運輸支局（以下「和歌山運輸支局」という。）に届出している料金表に記載されている料金であるという。

しかし、当時の濱口議員とA社間のレンタル料金が、届出価格で決まるものではない。確かに、レンタル業の許可制度に、料金の届出制が取られており料金表の明示が義務とされていることなどに照らすと、料金表より高額で貸し付けることは許されないと解すべきではあるが、料金表より低額で貸し付けることまで許されないとはいい難い。けだし、業として行っている事業者が、すでに設定している料金より低額でレンタルしたとしても、借り受ける側には何の支障もなく、あえて、高額の基準を守らせるべき保護利益は存しないと言うべきだからである。

マスコミ取材に、A社は、同車種を、「通常1日6000円前後」でレンタルしていたことを認めている。また、請求人が、マスコミ報道で明らかになる前の3月23日に掛けた電話の「日産ウイングロードを、4、5日借りたいが借りられるか。また、その料金は。」とする問いに、A社は、男性が対応し、「丁度その車種が空くので貸せる」といい、料金は、そばにいた人に確認をとりながら、「1日4000円で別途消費税を加算した額」だといい、その日数分だと答えたという。

これらのことからすれば、A社は、実際には、上記料金表に基づかず、同車種を1日6000円（あるいはその価格に消費税を加算した額）を超えない料金でレンタルしていたと十分推定できるというべきである。

従って、本件のレンタル料金としては、実際に使用していたと推定できる料金表より低額の前記料金が適用されるべきである。

(3) A社は、レンタル料金に、事前の車両整備費用が含まれていることを認めている。この点、県は、事前の車両整備費用は公費負担の対象として認められる、という見解のように言われている。してみると、濱口議員が返還した3万3750円には、当該費用が含まれていないとみられる。

しかし、A社は、車両をレンタルすることを業として行っているのであるから、事前の車両整備の度に、その費用が上乗せされてその車両のレンタル料金の変動するものではない。その上、そもそも、A社は、業として車両をレンタルしているのであるから、通常設定しているレンタル料金に、車両償却経費や整備経費に加え利潤を見込んだ料金を設定し営業していると言うべきであり、事前に整備したからといって、その費用をレンタル料金に上乗せすることは認められないと言うべきで

ある。

このため、業者が通常適用していた料金より高額で貸し出すことは、その業者が車両償却経費や整備経費及び利潤を見込んで設定したとみなされる料金に、いわば、2重に車両整備経費を上乗せされていると言うべきである。

従って、A社が通常適用していた料金より高額のレンタル料金には、2重に上乗せされた車両整備経費が含まれており、かかる上乗せ分が不当に利得されていると言う他にない。

- (4) A社と濱口議員のレンタル期間が、告示日から投票日の前日まで選挙運動期間である9日間の契約がなされていた。しかし、選挙カーはその性格から、実際には、9日間のみしかレンタルしていないということはなく、前後数日を含む日数をレンタルしていると容易に推認できる。

すなわち、選挙カーとして運行するには、スピーカーや看板などを設置するのが普通である。A社がスピーカーの設置費を上乗せしていたことに照らしても、濱口議員が使用した選挙カーにも設置していたと言うことができる。そして、このような準備は、通常、どの候補者も、告示日から選挙カーが使用できるように、前日までに準備しておくものである。また、選挙カーは、最後の日の午後12時まで（なお、スピーカーの使用は午後8時まで）使用することができ、その最終日に、設置したスピーカーや看板などを取り外して返却しているとは考え難い。とすれば、選挙運動期間以外にも選挙運動期間の前後数日はレンタルしていると十分推定できる。

従って、A社が通常適用していた料金より高額の料金には、レンタルしていると推定できる選挙運動期間の前後数日分のレンタル料金が含まれており、かかる上乗せ分が不当に利得されていると言うべきである。

- (5) 以上のとおり濱口議員が行った3万3750円の返還では不十分であり、さらに、真実の実態を反映した真摯な監査を求める次第である。

4 関係人調査の実施

関係人に対し、自治法第199条第8項の規定に基づく調査を実施した。

第4 監査の結果

1 主文

本件請求に係る選挙カーのレンタル料金に関する公費負担については、レンタカー業者の定める車両本体に対する基本料金以外の費用に当たる金額が返還されており、請求内容には理由がないので棄却する。

2 事実関係の確認

監査対象事項について、関係する法令等の照合、関係書類等の調査及び監査対象機関からの事情聴取等から次の事項について確認した。

(1) 公費負担制度の概要

ア 目的

公職選挙法（昭和25年法律第100号）の中で、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として選挙公営制度を採用している。

イ 法的根拠

公職選挙法第141条第8項の規定により、県議会議員の選挙について、県は、条例の定めるところにより、選挙運動のために使用する自動車の使用について、無料とすることができると定められている。

ウ 概要

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年和歌山県条例第36号）及び和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成7年選挙管理委員会告示第130号）等において選挙運動用自動車の公費負担について次のとおり定められている。

(ア) 候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内で選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が県に帰属することとならない場合に限る。

(イ) 選挙運動用自動車の使用の公費負担の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）と有償契約を締結し、契約書の写しを添えて契約届出書を選挙管理委員会に提出しなければならない。

(ウ) 県は、請求に基づき必要な確認等を行い候補者が一般乗用旅客自動車運送事業者等に支払うべき金額のうち、次に定める金額を支払う。

選挙運動用自動車の借入れ契約である場合は、選挙運動用自動車（1台に限る。）として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（上限額1万5300円/日）の合計額。

(エ) 平成23年2月に和歌山県選挙管理委員会及び総務部総務管理局市町村課により作成された県議会議員選挙における選挙運動費用の公費負担制度Q&Aでは、レンタカー業者から選挙運動用自動車を借入れする場合、業者が和歌山運輸支局に届出を行っている車両本体に係る基本料金部分を公費負担の対象とする取扱いをなしている。

(2) 選挙カー使用に係る事務手続の状況等

今回の選挙カーのレンタル料金に関する公費負担については、平成23年4月15日にA社より13万7700円の請求書の提出があり、同月21日に支出された。

その後、濱口議員とA社から県に対して選挙カーのレンタル料金に関する公費負担金13万7700円のうち車両本体価格（10万3950円）以外の部分について公費負担の対象外であったとして、返納申出書の提出があり、平成24年5月8日付けで3万3750円が返還された。

3 監査対象機関（選挙管理委員会）の主張

(1) 候補者と選挙運動用自動車の借入れ契約を締結した自動車貸渡業者から県条例に基づく公費負担請求がなされ、これに対して所定の金額を支出した。

(2) その後、自動車貸渡業者から公費負担対象外の経費を含めて請求、受領していたため、過大に支払を受けていた金額を返納したいとの申出があり、これを受領した。

(3) 返納された金額は、和歌山運輸支局長に届け出ている貸渡料金を基に算出されたものであり、適正な金額が返納されたものとする。

4 監査によって確認した事実

A社が和歌山運輸支局に対し家用自動車の有償貸渡業（いわゆるレンタカー業）の許可を得るために申請した書類を確認した結果、当該業者は上記許可を受けたレンタカー業者であることが認められた。

また、上記許可申請書添付の料金表及び別途A社より提出のあった「当社所有の日産ウイングロードのレンタカー基本料金のクラス設定について」によると、濱口議員が借り入れた選挙カー1日当たりの車両本体価格の基本料金は、1万1550円であった。

5 関係人調査の実施により確認した事実

A社に対し自治法第199条第8項に基づく関係人調査を行い、結果は次のとおりであった。

(1) 保有しているレンタカーの主な用途については、損害保険会社の指定優良工場となっている関係上、事故車両の修理期間中の代車としての利用がほとんどであり、その際の貸渡料金は損害保険会社との契約により無料となっている。

(2) 平成23年4月1日から平成24年5月22日までの請求書を閲覧したところ、同年4月13日に保険会社との契約対象外である修理車両の代車として1日当たり6000円で貸出した事例が1件あったものの、有料のレンタカーとしての実際の貸出実績については、濱口議員への貸出し以外に確認されなかった。

(3) A社の証言によると契約期間である平成23年4月1日から同月9日以外の同年3月29日から同月31日は

装備の取付け及び候補者による警察への手続を行い、同年4月10日は、装置の取り外しの作業を行っていたが、当時は貸出しをしているという意識がなかったためレンタル料金は無料としており、また、これらにかかる事前の整備費用についても基本料金である1万1550円には含んでいない。

しかしながら、前後の期間分は事実上他の者への貸出しが出来なくなるにもかかわらず無料とすると公費負担分に上乗せして請求をしているとの誤解を招くおそれもあることから、前後4日分について後日精算しているとしており、この精算の事実については、領収書により確認した。

第5 監査委員の判断

本件請求について、請求人は特に次の点を主張している。

- 1 A社は、本件において通常料金を適用した場合、レンタル料金は9日間で5万4000円であるから、公費負担金額との差額8万3700円を違法不当に利得している。

濱口議員は、本来スピーカー設置費等は私費で負担すべきであり公費請求手続をA社とともに行ったものであるから連帯して責任を負うべきである。

知事は、上記により損害を被っていることについて、返還請求権を行使せず、違法に財産管理を怠っているため、濱口議員とA社に対し、それぞれ連帯して返還するよう請求せよと勧告することを求めている。

- 2 また、請求人は陳述において平成24年5月8日付けで3万3750円の返還があったことに対して

- (1) A社が当該車両を通常1日当たり6000円前後で貸出しているという報道や請求人が直接問い合わせたところ1日当たり4000円に消費税を加算した額で貸し出すとしていたことから、実際には、料金表に基づかず、同車種を1日6000円（あるいはその価格に消費税を加算した額）を超えない料金でレンタルしていたと十分推定できる。

- (2) A社のレンタル料金には、事前の車両整備費用が含まれており、通常業として設定しているレンタル料金にも、車両償却経費や整備経費に加え利潤を見込んだ料金を設定し営業しているため、通常適用していた料金より高額で貸し出すことは、2重に車両整備経費が上乗せされている。

- (3) A社と濱口議員のレンタル期間が、告示日から投票日の前日までの選挙運動期間である9日間の契約がなされていた。しかし、選挙カーはその性格から、実際には、9日間のみしかレンタルしていないということではなく、前後数日を含む日数をレンタルしていると容易に推認できる。

したがって、A社が通常適用していた料金より高額の料金には、レンタルしていると推定できる選挙運動期間の前後数日分のレンタル料金が含まれており、かかる上乗せ分が不当に利得されている。

以上のとおり濱口議員が行った3万3750円の返還では不十分であり、さらに、真実の実態を反映した真摯な監査を求める次第であるとしている。

- 3 これらの点について、監査委員は次のとおり判断する。

- (1) 上記第5の2の(1)の主張については、自治法第199条第8項の規定による関係人調査を実施したところ、A社が保有しているレンタカーの主な用途については、損害保険会社の指定優良工場となっている関係上、事故車両の修理期間中の代車としての利用がほとんどであり、その際の貸渡料金は損害保険会社との契約により無料となっている。

また、平成23年4月1日から平成24年5月22日までの請求書を閲覧したところ、同年4月13日に保険会社との契約対象外である修理車両の代車として1日当たり6000円で貸し出した事例が1件あったものの、有料のレンタカーとしての実際の貸出実績については、濱口議員への貸出し以外に確認されなかった。

以上のことから、A社が通常当該車両をレンタカーとして常に1日当たり4000円から6000円で貸し出しているという事実は確認されなかった。

今回の濱口議員に対する1日当たり1万1550円の貸出料金は、A社が和歌山運輸支局に提出している基本料金であると認められる限り、公費負担の対象として適正な額と判断することができる。

(2) 第5の2の(2)の主張については、A社の証言では、事前の整備費は含んでおらず、レンタカー業としての基本料金が、1日当たり1万1550円であると認められる限り、公費負担の対象として適正な額と判断することができる。

(3) 第5の2の(3)の主張については、A社の証言では、契約期間である平成23年4月1日から同月9日以外の同年3月29日から同月31日は装備の取付け及び候補者による警察への手続、また、同年4月10日は、装置の取外しの作業を行っていたが当時は貸し出しているという意識がなかったため料金は無料としたが、前後の期間分は事実上他の者への貸出しが出来なくなるにもかかわらず無料とすると公費負担分に含めているとの誤解を招くおそれもあることから、前後4日分について後日精算しているとのことであり、この精算の事実についても確認したところである。

従って、9日間の契約に基づくレンタル料金は、前後4日間の料金が含まれているものとはいえ、公費負担の対象としては適正な額と判断することができる。

(4) よって、すでに濱口議員とA社から県に対して選挙カーのレンタル料金に関する公費負担金13万7700円のうち基本料金をもとに積算された車両本体価格（10万3950円）以外の部分について、平成24年5月8日付けで3万3750円が返還されているため、本件請求に理由はないと判断する。